

制度の概要

1 還付の対象となる自動車

自動車重量税の還付の対象となる自動車は、車検証の交付を受けている車両のうち、使用済みとなった後に**自動車リサイクル法に基づいてリサイクルされた自動車**に限られます。

※ 還付申請者は、還付の対象となる**自動車を引取業者に引き渡した者**（最終所有者）とされていますので、還付の対象となる自動車の自動車重量税を実際に納付した者か否かは問わないこととされています。

2 還付の条件

使用済自動車**が自動車リサイクル法に基づき適正に解体され、その解体を事由とする永久抹消登録（解体届出）を国土交通大臣に行うと同時に還付申請を行うことが条件**となります。

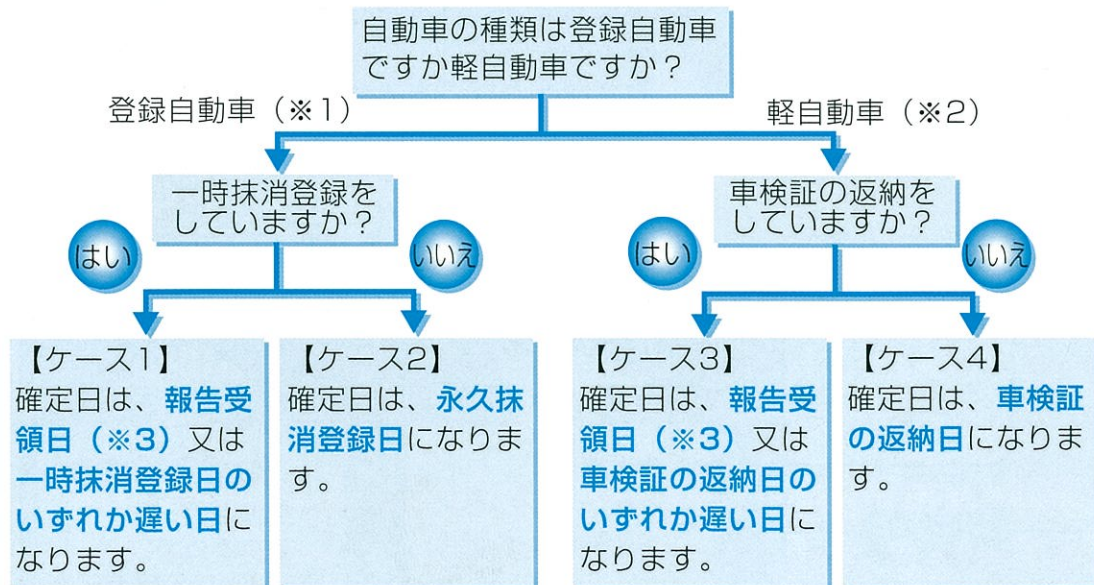
3 還付される自動車重量税額

還付される自動車重量税額は、次の計算式により求めることができます。

$$\text{納付された自動車重量税額} \times \text{車検残存期間} \div \text{車検有効期間} = \text{還付金額}$$

「車検残存期間」とは、以下に示す確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日までの期間をいい（1ヵ月に満たない端数についてはこれを切り捨てた後のものをいいます）、この**車検残存期間が1ヵ月以上ある場合に還付を受けることができます。**

なお、確定日には、次の4つのケースがあり、具体的な還付金額の計算例は次のページのようになります。



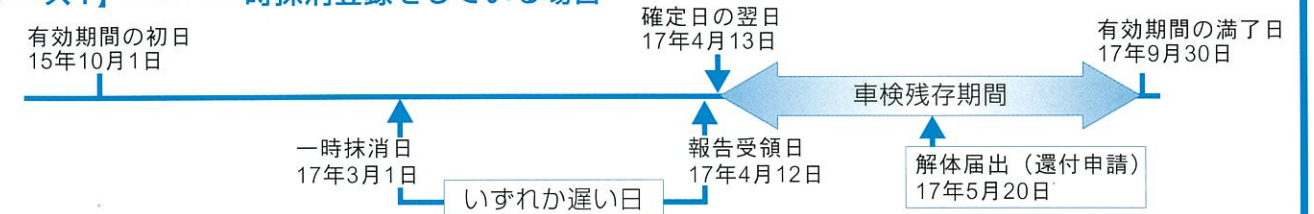
- ※1 登録自動車とは、車検証の交付を受けているもののうち、軽自動車以外のもので、リサイクル料金の預託義務のあるものをいいます。
- ※2 軽自動車とは、車検証の交付を受けているもののうち、排気量660cc以下のもので、リサイクル料金の預託義務のあるものをいいます。
- ※3 報告受領日とは、「使用済自動車を引き取ったことが引き取り業者から（財）自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になります。

還付金額の計算例

（登録自動車の例）

①車検証の有効期間の初日	平成15年10月1日
②車検証の有効期間の満了日	平成17年9月30日
③納付された自動車重量税額	37,800円

【ケース1】…… 一時抹消登録をしている場合



確定日	平成17年4月12日（一時抹消登録日と報告受領日のいずれか遅い日）
車検残存期間	平成17年4月13日～平成17年9月30日 5ヵ月と18日⇒5ヵ月 （確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで）
還付金額	37,800円×5ヵ月÷24ヵ月＝7,875円

【ケース2】…… 一時抹消登録をしていない場合

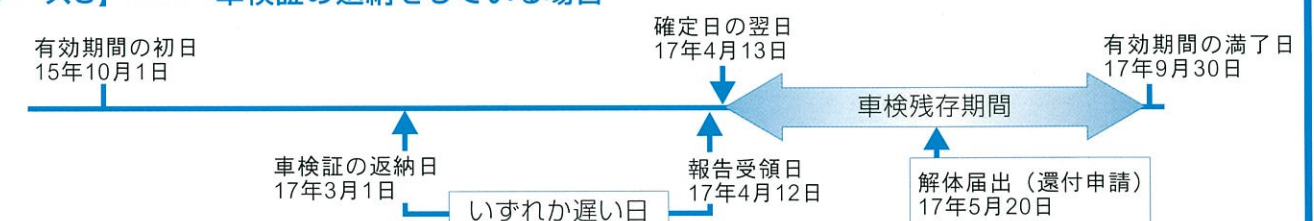


確定日	平成17年5月20日（永久抹消登録日）
車検残存期間	平成17年5月21日～平成17年9月30日 4ヵ月と10日⇒4ヵ月 （確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで）
還付金額	37,800円×4ヵ月÷24ヵ月＝6,300円

（軽自動車の例）

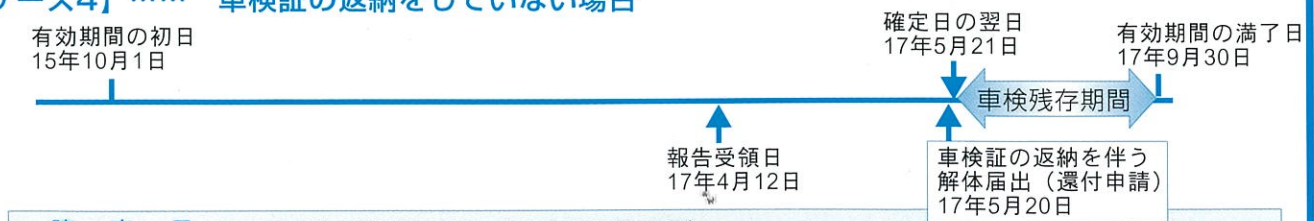
①車検証の有効期間の初日	平成15年10月1日
②車検証の有効期間の満了日	平成17年9月30日
③納付された自動車重量税額	8,800円

【ケース3】…… 車検証の返納をしている場合



確定日	平成17年4月12日（車検証の返納日と報告受領日のいずれか遅い日）
車検残存期間	平成17年4月13日～平成17年9月30日 5ヵ月と18日⇒5ヵ月 （確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで）
還付金額	8,800円×5ヵ月÷24ヵ月＝1,833円

【ケース4】…… 車検証の返納をしていない場合



確定日	平成17年5月20日（車検証の返納日）
車検残存期間	平成17年5月21日～平成17年9月30日 4ヵ月と10日⇒4ヵ月 （確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで）
還付金額	8,800円×4ヵ月÷24ヵ月＝1,466円